第72号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月27日提出

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（初任給調整手当） 第10条の７　医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものには、月額253,800円を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の	（初任給調整手当） 第10条の７　医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものには、月額253,100円を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の

属する月）から35年以内の期間、初任給調整手当として支給する。	属する月）から35年以内の期間、初任給調整手当として支給する。
２、３　［略］	２、３　［略］
（宿日直手当）	（宿日直手当）
第16条　［略］	第16条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　宿日直手当の支給額は、その勤務１回につき5,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。	３　宿日直手当の支給額は、その勤務１回につき4,700円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
４　勤務が通常行われる日の半日に相当する日で人事委員会規則で定めるものにおいて、正規の勤務終了時から宿直勤務を引き続いて命ぜられた場合における宿日直手当の支給額は、前項の規定にかかわらず、7,500円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。	４　勤務が通常行われる日の半日に相当する日で人事委員会規則で定めるものにおいて、正規の勤務終了時から宿直勤務を引き続いて命ぜられた場合における宿日直手当の支給額は、前項の規定にかかわらず、7,050円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
５　［略］	５　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第５　指定職給料表（第３条関係）	別表第５　指定職給料表（第３条関係）
号給 / 給料月額	号給 / 給料月額
円	円
1 / 751,000	1 / 727,000
2 / 810,000	2 / 784,000
3 / 869,000	3 / 842,000
4 / 951,000	4 / 922,000
5 / 1,025,000	5 / 994,000
6 / 1,097,000	6 / 1,064,000
7 / 1,176,000	7 / 1,140,000
8 / 1,247,000	8 / 1,209,000
備考　［略］	備考　［略］
別表第６　特定任期付職員給料表（第３条関係）	別表第６　特定任期付職員給料表（第３条関係）
号給 / 給料月額	号給 / 給料月額
円	円
1 / 419,000	1 / 405,000
2 / 470,000	2 / 455,000
3 / 525,000	3 / 508,000

4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

備考　［略］

4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考　［略］

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第２条　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年６月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第２条　［略］ ２　期末手当の額は、算定基礎額に100分の128.75（特別職に属する者にあつては100分の235（公営企業の管理者にあつては100分の237.5）、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これら	（期末手当） 第２条　［略］ ２　期末手当の額は、算定基礎額に100分の126.25（特別職に属する者にあつては100分の230（公営企業の管理者にあつては100分の232.5）、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これら

を「特定幹部職員」という。）にあつては100分の108.75）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	を「特定幹部職員」という。）にあつては100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
３　法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。	３　法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。
４、５　［略］	４、５　［略］
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第３条　勤勉手当は、６月１日又は12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特別職に属する者を除く。以下この項において同じ。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。	第３条　勤勉手当は、６月１日又は12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特別職に属する者を除く。以下この項において同じ。）に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。
２　勤勉手当の額は、算定基礎額に、	２　勤勉手当の額は、算定基礎額に、

100分の108.75（特定幹部職員にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額をもとに、任命権者が市長の定める基準に従つて算定して得た額とする。	100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額をもとに、任命権者が市長の定める基準に従つて算定して得た額とする。
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の108.75（特定幹部職員にあつては、100分の128.75）」とあるのは、「100分の53.75（特定幹部職員にあつては100分の63.75）」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25)」とあるのは、「100分の51.25（特定幹部職員にあつては100分の61.25)」とする。
4～6　［略］	4～6　［略］

第3条　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後	第3条による改正前
（期末手当）	（期末手当）
第2条　［略］	第2条　［略］
2　期末手当の額は、算定基礎額に100分の127.5（特別職に属する者にあつては100分の232.5（公営企業の管理	2　期末手当の額は、算定基礎額に100分の128.75（特別職に属する者にあつては100分の235（公営企業の管理

者にあつては100分の235)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	者にあつては100分の237.5)、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の108.75）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
３　法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。	３　法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。
４、５　［略］	４、５　［略］
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第３条　［略］	第３条　［略］
２　勤勉手当の額は、算定基礎額に、100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額をもとに、任命権者が市長の定める基準に従つて算定して得た額とす	２　勤勉手当の額は、算定基礎額に、100分の108.75（特定幹部職員にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額をもとに、任命権者が市長の定める基準に従つて算定して得た額とす

る。 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の52.5（特定幹部職員にあつては100分の62.5）」とする。 4～6　［略］	る。 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の108.75（特定幹部職員にあつては、100分の128.75）」とあるのは、「100分の53.75（特定幹部職員にあつては100分の63.75）」とする。 4～6　［略］

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第4条　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、令和8年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、令和8年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月

条例第23号）第２条第２項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の235（」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の235（市長にあつては100分の235に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の235に100分の85を乗じて得た割合、」とする。	条例第23号）第２条第２項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の230（」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の230（市長にあつては100分の230に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の230に100分の85を乗じて得た割合、」とする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第５条　神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年１月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（災害待機手当） 第35条　災害待機手当は、防災指令の発令による勤務であって、次の各号に掲げるものに従事する職員（防災指令が発令された当日における宿直者及び日直者を除く。）に対して支給し、その額は、勤務１回につき7,250円を超えない範囲内において規則で	（災害待機手当） 第35条　災害待機手当は、防災指令の発令による勤務であって、次の各号に掲げるものに従事する職員（防災指令が発令された当日における宿直者及び日直者を除く。）に対して支給し、その額は、勤務１回につき7,000円を超えない範囲内において規則で

定める額とする。 (1)、(2) ［略］	定める額とする。 (1)、(2) ［略］

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第５条の規定　令和９年１月１日

(2) 第３条の規定　令和９年４月１日

２　第１条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

３　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の規定による令和８年12月１日を基準日とする期末手当等の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与条例の規定にかかわらず、令和８年11月30日までの間は、なお従前の例による。

４　第２条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の規定及び第４条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（給与等の内払）

第２条　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行細目の委任）

第３条　前条に定めるもののほか、第１条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理　　由

本市人事委員会の給与等に関する報告及び勧告を尊重し、国及び他の地方公共団体の給与の改定状況を勘案して、職員の給与の改定を行うに当たり、条例を改

正する必要があるため。

第 72 号議案　神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件（概要）

１．月例給の改定　公民較差の解消（3.59%）

給料月額の引上げ

・各給料表について、全級にわたって給料月額を引上げ
・行政職の初任給で大学卒・短大卒・高校卒を 9,500 円引上げ

２．期末・勤勉手当の改定

・期末・勤勉手当を 0.05 月引上げ（期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月引上げ）
・特別職は期末手当を 0.05 月引上げ

①令和８年度（年末手当）

	現行	改正案	引上げ月数
特別職	2.30 月	2.35 月	＋0.05 月
一般の職員	2.325 月	2.375 月	＋0.05 月
再任用職員	1.225 月	1.275 月	＋0.05 月

②令和９年度以降（年間）

	令和８年度改正後			改正案		
		夏期	年末		夏期	年末
特別職	4.65 月	2.30 月	2.35 月	4.65 月	2.325 月	2.325 月
一般の職員	4.70 月	2.325 月	2.375 月	4.70 月	2.35 月	2.35 月
再任用職員	2.50 月	1.225 月	1.275 月	2.50 月	1.25 月	1.25 月

３．その他手当の改定

①初任給調整手当の改定

・医師・歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を改定
（現行）253,100 円／月　→　（改正案）253,800 円／月

②災害待機手当の改定

・災害待機手当の勤務１回当たりの上限額を改定
（現行）7,000 円／回　→　（改正案）7,250 円／回

③宿日直手当の改定

・宿日直手当の勤務１回当たりの上限額を改定
（現行）宿直又は日直１回　4,700 円　→　（改正案）5,000 円
（現行）通常勤務半日終了時から引き続き宿直　7,050 円→（改正案）7,500 円

４．実施時期

１、３①、３③　：令和８年４月１日
（令和８年度の年末手当の支給を受ける会計年度任用職員を含む）
２①　：令和８年 12 月１日
３②　：令和９年１月１日
２②　：令和９年４月１日